平成28年度自然公園等事業の新規採択時評価結果 (事業費10億円以上)

平成 28 年 12 月 20 日環境省自然環境局 自然環境局

1 対象事業

新たに事業費を予算化しようとする自然公園等事業であって、事業費(直轄整備中期計画の事業費総額)が10億円以上(見込み)であるもの。

2 概要

環境省が実施する国立公園における自然公園等事業について、事業の必要性、 有効性及び効率性等の観点から評価を行う。

なお、事業の効率性については、費用便益分析の結果により評価を行う。

(1) 評価の視点

事業の必要性、計画上の位置づけ、自然・地球環境への配慮、事業の効率性等のほか、事業の有効性等に配慮を行う。

(別添)・様式3 事業実施に向けた要件チェックリスト(必須事項)

・様式4 事業の有効性等チェックリスト

(2)費用便益分析

トラベルコスト法によって算出する各施設の供用後から耐用年数までの期間に生ずる便益と、投じる費用との比を用いる。

- ○費用=「事業費(測量設計費、用地費等を含む) | + 「維持管理費 |
- ○便益=「自然公園の利用価値」

公園施設を整備することによって、公園を利用する人々が支出する旅行費用の増加効果を貨幣価値に換算

3 評価内容

別紙「平成28年度 新規採択時評価一覧表」のとおり。

※ 本評価は、平成28年度補正予算により実施を予定する直轄事業中期計画に ついて、当該予算年度に評価を実施するもの。

平成28年度 新規採択時評価一覧表

Ī															チュ	ェック	リスト												
			国立公園名			総便益 (百万円) B	総費用 (百万円) C			事業実施に		事業の有効性等							+ fsfs										
									車	向けた要件		白化	事業の有効性 自生 自 適 安 質 るす 用国							施の環境等									
番号	事務所名	務所名		事業名	事業費 (百万円)			(百万円)	(百万円) 便差	(百万円) 例	費用 便益比 B/C	事業の必要性		業の計画上の位置づけ	へ の 配	自然環境の保全の確保や地域	自然とのふれあい 野生	適正な利用の実現と機	安全・安心の確保 モニ	の高い景観づくり順	る施設づくり や普すべての人が楽しめ 自然		慮	経済性の配慮	合意形成	垃域連携		総合評価	備考
													曜保場に固有の生態系	生生物の保全級のおそれのある	暖に固有の風景の	ニタリング	画の評価 組みや	■及啓発○の推進	い な保護地の保										
	中部環境 所	部地方 竟事務	伊勢志摩国 立公園	伊勢志摩国立公園(志摩管理計画区)直轄整備中期計画	673 (1, 244)	2, 275	794	2. 87	0	0	0	0 0		В	В	В	A	A	_	A	В	A	A	В	採択 対象	利用			
4	2																												
;	3																												
4	1																												
į	5																												

注1 「事業費」欄の上段は費用便益分析対象事業費(機能維持のための再整備の経費を除く)、下段()書は総事業費。 注2 有効性の項目について、利用に関する事業の場合は上段の項目、保護に関する事業の場合は下段の項目を用いる。

様式2 新規採択時評	恤総括表				満喫P (志摩計画区) 新規評価 2.xlsx					
自然公園名	伊勢志摩国立公園		所在地	三重県志摩市						
要望箇所名 (事業地区名)	志摩管理計画区									
地種区分	2種	3種	普通							
事業名	伊勢志摩国立公園(志	摩管理計画区	直轄整備中期計画							
事務所等	中部地方環境事務所									
事業概要				•						
現状	展望地で、展望施設、	バリアフリーの	歩道及びビジターセ	ンター等が整備されて	の北部に位置し、英虞湾を俯瞰する好いる。展望地からは、リアス海岸と真珠 ができ、訪日外国人利用者は増加傾向に					
課題	訪れた外国人からも好れているとは言えず、 外国人利用者がストレ 当該地域においても	子評を得ている。 伊勢志摩国立公 スなく利用でき 、訪日外国人利	しかし、ハード面、ハ ・園がもつポテンシャ 、魅力的で、質の高 」用者の受入環境が	フト面ともに、訪日外 ァルが十分に活かされい自然体験を提供する 整備されているとは言	レヤルを有しており、伊勢志摩国立公園を 国人利用者の受入環境が十分に整備さ ていないのが現状。このため、今後訪日 る環境をいかに整備していくかが課題。 えず、当該地域が持つポテンシャルが十 的で、質の高い自然体験を提供する環境					
目標	リアス海岸と真珠のらを活かした快適な自				と観を展望することができることから、これ を推進する。					
上位計画等との整合	当該直轄整備中期記係者で策定した「伊勢				園の全体のビジョンや行動計画等を関 図られている。					
整備内容		また、リアス海岸	岸と真珠の養殖筏で	構成された自然と人の	川用施設のユニバーサルデザイン化、通 D営みがつくりだす美しい景観をじっくり味 E整備する。					
整備規模	休憩所 A=600㎡、W: 園路 2400m 総合案内標識一式(板		一式(羽型)、解説椋	票識一式(板型)						
整備期間	平成	28	年度~平成	32	年度					
総事業費	1,244 百万	円	うち費用便益分析	対象事業費	673 百万円					
評価結果										
評価項目			評	価内容						
必要性	「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」において本公園における訪日外国人利用者数を3.3万人から10万人にする目標を掲げている。訪日外国人利用者を増加させるには、訪日外国人利用者がストレスなく快適に利用でき、質の高い自然体験を提供する必要性がある。									
効率性	費用便益分析(B/6	C)が1.0以上で	あるため、効率性が	認められる。						
	総便益(B)		2,275	百 万円						
	総費用(C)		794		·※総費用には機能維持のための再整備に 係る費用を含まない。					
	費用便益分析 (B/	C)	2.87							
有効性	①事業の有効性:自然める施設づくりにおい	とのふれあい、 て考慮した整備 : 環境、経済性に	適正な利用の実現である。 こ配慮した整備であり	、安心・安全の確保、質	質の高い景観づくり、すべての人が楽し 意形成が図られている。					
総合評価	上記に記載した効率性	生、有効性の結り	果より、本事業につい	いては、採択対象となる	3.					
	採択対象	ð								
	1 + + T X 1 3									

様式3 事業実施に向けた要件チェックリスト(必須事項)

■事業名: 伊勢志摩国立公園(志摩管理計画区)直轄整備中期計画

項目	評価の内容	評価
事業の必要性	事業区域の自然環境、施設整備の現状及び利用の動向等から、事業を実施する必要が認められること。	0
事業の採択要件	国立公園等整備事務取扱要領第5に定める実施対象 施設等であること。	0
事業の位置づけ	公園計画、管理計画、自然再生事業実施計画及び生態系維持回復事業計画等に位置づけられている又は位置づけられる予定があること。	0
自然・地球環境への配慮	自然環境や地球環境の保全について、事業実施にあたり配慮すべき事項に対応するものであること。	0
事業の効率性	費用便益分析による効率性が認められること。 (費用便益比が1.0以上であること。) (ただし、整備タイプが再整備(現状維持)のみの 場合は評価しない。)	O Vor. 6.20

Ver. 6.20

様式4 事業の有効性等チェックリスト(優先配慮事項・利用)

■事業名: 伊勢志摩国立公園(志摩管理計画区)直轄整備中期計画

77777	評価項目	()	()E							
大項目 中項目 小項目				判定基準						
有効性	公園等の		Δ	取名に個人なのとよに 2 亜ム動性できて						
	保護	生の確保		緊急に保全等のために必要な整備である。 保全等のために必要な整備である。						
(14/11/		や自然環	В	保全等について考慮していない。	_					
		境の保全	C	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
	公園等の	自然との	A	該当なし 特に自然体験活動や自然環境学習の場として活用するために必要な整備で						
	利用	日然とい								
	4.47.11	λ3-4 0 d) 1	В	自然体験活動や自然環境学習のために必要な整備である。	В					
			С	自然体験活動や自然環境学習について考慮していない。						
				該当なし						
				緊急に適正な利用への誘導のために必要な整備である。						
		適正な利		適正な利用への誘導を考慮した整備である。	В					
		用の実現		適正な利用の実現について考慮していない。	_					
			_	該当なし						
				緊急に利用環境の向上、安全性の向上のために必要な整備である。						
		安心・安	В	利用環境の向上、安全性の向上のために必要な整備である。	В					
		全の確保	С	利用環境の向上について考慮していない。	Ь					
			_	該当なし						
			Α	特に魅力ある景観づくりのために必要な整備である。						
		質の高い		魅力ある景観づくりを考慮した整備である。						
		景観づく		魅力ある景観づくりについて考慮していない。	Α					
		9		該当なし						
		すべての		特にユニバーサルデザインを取り入れた整備である。						
		人が楽し める施設		ユニバーサルデザインを考慮した整備である。						
			С	ユニバーサルデザインについて考慮していない。	Α					
		づくり	_	該当なし						
	重亜州城	国際的な		国際的な保護地の活用に資する整備である。						
	重要地域 の活用	保護地の 活用	В	国際的な保護地の候補地の活用に資する整備である。	_					
	♥71百万		С	国際的な保護地(含候補地)の活用について考慮していない。						
事業中	お供の欧	一种	_	該当なし 次の項目のうち、3つ以上に該当する整備である。						
事業実 施の環	整備の際の取り組	界児に思	А	・整備による風景への影響を最小限とするよう配慮						
境等	み			・省エネの推進や再生エネルギーの活用						
				・地域材等の天然材料等、生態系に配慮した資材の利用						
				・外来種の持ち込み対策等に対する施工上の配慮						
				・木材を利用する場合に間伐材を使用 ・廃棄物が発生する場合にリサイクル等を推進	Α					
				一・						
			В	Aの項目のうち、1~2つに該当する整備である。						
			С	Aの項目に該当しない。						
			_	該当なし						
			Α	特に経済性に配慮した整備である。						
		経済性の		経済性に配慮した整備である。						
		配慮		経済性について考慮していない。	В					
				該当なし						
				地域との合意形成が既に図られている。						
				地域との合意形成が図られる予定である。						
		合意形成		地域との合意形成について考慮していない。	Α					
			_	該当なし						
				事業実施に際して関係機関等との役割分担が既に図られている。 事業実施に際して関係機関等との役割分担が図られる予定である。						
	調整事項	地域連携	В		Α					
			С	地域連携について考慮していない。						
			_	該当なし						
				維持管理に関して関係機関等との役割分担が既に図られている。						
		維持管理	В	維持管理に関して関係機関との役割分担が図られる予定である。	В					
				維持管理について考慮していない。						
			_	該当なし						

Ver. 6.20

新規採択時評価費用便益分析表

自	然公園名	伊勢志摩国	立公園								
	望箇所名	志摩管理計	画区		所在地	三重県志摩市					
	事業地区名)										
	業名	伊勢志摩国	明計画								
	種区分	2種 3種 普通 中部地方環境事務所									
	業実施主体			日 <i>仁</i> 米							
*	業年度及び費用(事業					tata area etta					
	種別 (整備内容)	開始 年度	終了 年度	事業費	<u>維持</u> (千円/年)	管理費 設定根拠	耐用 年数				
	1)道路·橋	十段	平 及		(1円/平)	<u> </u>	十数				
	2)広場・園地										
	3)避難小屋	00 F F	00 F F	440 000 T TI	0 140 7 111	主 业	00 F				
新	4) 休憩所	28年度	28年度	440,000千円	8, 148十円	事業費×2%	22年				
規	5)野営場					{ 					
	6)駐車場					<u></u>					
備	7) 給水施設・排水施 設・公衆便所										
	8) ビジターセンター										
	9)植生復元事業										
	小計			440,000千円							
	1)道路・橋	31年度	32年度	42,000千円	76千円	事業費×2%	15年				
	2) 広場・園地	28年度	30年度	761,500千円	4,231千円	事業費×2%	20年				
再	3)避難小屋					<u> </u>					
整備	4) 休憩所										
	5)野営場										
機能強	6)駐車場 7) 給水塩器 - 地水塩										
強化)	設・公衆便所 8) ビジターセンター										
	9)植生復元事業										
	小計			803,500千円							
+	1)道路・橋 2)広場・園地										
再整	3)避難小屋										
虚備	4)休憩所										
<u></u>	5) 野営場	_									
機	6) 駐車場					 					
能維	7)給水施設・排水施 設・公衆便所 8)ビジターセンター										
持)	設・公衆使所										
)						 					
	9)植生復元事業										
	小計										
自	1)森林 2)高原										
然五	3)湿原										
生	4)海										
事											
業	5)離島										
\vdash	小計		-	1 040 500 7 111							
	合計			1,243,500千円							

事業実施による増加利用者数の)推定 (☑推	計 口実	測)				
データ	人数/年		根拠の説明 志摩市入込客数(H26志摩市観光振 興計画資料)				
基本となる来訪者 (新規採択時)	3, 7	99, 446					
当該地区への来訪者 (新規採択時)		79, 944	うち、当該地区への来訪者数を1割 程度と想定				
事業実施による増加来訪者	数	12, 170					
補正	係数		根拠の説明 平成21年以降減少傾向が続いている。 (志摩市観光振興計画資料)				
来訪者数の傾向		-2%/年					
増加来訪者数の補正		1.00					
政令指定都市からの距離		1.00	100km超200km	100km超200km以内			
行動形態による補正		0.90	流動日帰				
交通手段による補正		1.00	自家用車+観分	とバス			
総便益 (B)		2, 275		※総費用には機能維持のための 「整備に係る費用を含まない。			
総費用(C)		794	百万円 "	f 登開に休る負用を含まない。			
費用便益比(B/C)		2.87					
貨幣換算が困難な効果等							

Ver. 6.20

◆自然公園等事業における費用対効果分析の考え方

1 利用価値の評価手法(トラベルコスト法による評価)

利用価値の評価手法には、トラベルコスト法(レクリエーションの貨幣価値を旅行に要する費用を用いて評価する手法)や、CVM(仮想評価法)(アンケートを用いて環境を全体として、あるいは部分的に評価する手法)、コンジョイント分析(CVMと同じくアンケートを用いて、多数の環境政策等の代替案を提示して属性別に環境価値を評価する手法)などがある。

自然公園はレクリエーション活動に利用されることが多いことや、米国では自然公園のレクリエーション価値の評価にトラベルコスト法が広く用いられている。

自然公園等事業の評価では、公園施設を整備することでの訪問者の増加を仮想行動法で把握し、それに伴うトラベルコスト法での訪問者の旅行費用に関する消費者余剰増加額を便益として評価している。

2 用語の説明

◎トラベルコスト法

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する 人々が支出する交通費や宿泊費などの費用と、利用のために費やす時間費用を合わせた旅行費用 を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法である。

なお、評価対象地域への訪問が主目的ではない場合は、旅行費用を割り引いた計算としている。

◎仮想行動法

アンケート調査を用いて仮想的な状況下でいかに行動するか尋ね、そのデータから環境の価値を導き出す手法である。この手法はCVMと異なり、直接の金銭的支払について尋ねることをしない。

◎社会的割引率

将来発生する費用と便益を現在またはある評価時点の貨幣価値に換算するために用いられる率。長期国債などの実質利子率 (消費者物価指数を考慮)、社会資本整備に必要な資金調達コストの近年の実質平均値などを参考として設定する。

◎消費者余剰

消費者余剰は、商品やサービスの消費に際して、自らが支払ってもよいと思う金額から、実際の購入価格を差し引いたもので、得をしたと思う気持ち(満足度)を金額で表現したものである。 消費者が商品やサービスを繰り返して消費する場合には、支払ってもよい金額が変化(減少)するため、消費量と支払ってもよい金額との間にはある関係が成立する。この場合には、消費量を変化させながら満足度を金額で積算したものが消費者余剰となる。

◎耐用年数

耐用年数は、施設や備品などの資産を事業の用に供することができる年数のこと。物理的な面 や機能的な面を勘案して定められている。

◎費用

施設整備費(用地取得費を含む)と維持管理費(借地代を含む)をあわせた金額のこと。複数年にわたり費用が発生する場合、評価時点の貨幣価値に割り引いてから費用を積算したものを総費用という。

自然公園等事業の評価では、施設の再整備の場合は、増築等により利用者の増加が見込まれる整備(機能強化)と損なわれた機能を回復させる整備(機能維持)に区分し、総費用には機能強化に係わる事業費のみを計上している。

◎費用便益分析

評価する事業に要する費用と事業効果として発生する便益を比較し、事業実施の妥当性を分析する手法。次の3つの指標がある。①総便益から総費用を引いた数値(純現在価値)が正となるかどうか、②総便益を総費用で割った数値(費用便益比)が1以上となるかどうか、③総便益と総費用が等しくなる割引率(内部収益率)が現時点の事業費借入金利を上回っているかどうか。公共事業の事前評価では、②の費用便益比を計測することが多い。

◎便益

事業によって発生する効果を貨幣価値に換算した金額のこと。複数年にわたり便益が発生する 場合、評価時点の貨幣価値に割り引いてから便益を積算したものを総便益という。

◎便益補正係数

自然公園等事業の便益を補正するため、いくつかの補正係数を設けている。政令指定都市からの距離による補正は、自然公園と来訪者数の関係には、近隣の政令指定都市の存在が大きな影響を与えることから、それらを補正する係数である。来訪者の行動形態による補正は、来訪者の旅行費用は、その訪問が主目的か否か、及び滞在期間の長短により変化することから、それらを補正する係数である。また、交通手段による補正は、交通手段によって施設整備に伴う訪問意志が異なることから、それらを補正する係数である。